

平成23年度

福島町議会定例会

6月会議議案

福 島 町

平成 2 3 年度福島町議会定例会 6 月会議議案目次

番号	件名	頁
5	町税条例の一部改正について	1
6	福島町浄化槽設置及び管理に関する条例の一部改正について	7
7	財産の取得について	9
8	第 4 次福島町総合開発計画の変更について	1 1
9	学校給食センター建設工事の内建築主体工事請負契約の締結について	1 3
1 0	学校給食センター建設工事の内機械設備工事請負契約の締結について	1 5
1 1	平成 2 3 年度福島町一般会計補正予算 (第 3 号)	1 7
1 2	平成 2 3 年度福島町水道事業会計補正予算 (第 1 号)	3 3
報告 2	平成 2 2 年度福島町一般会計繰越明許費の報告について	3 9

議案第 5 号

町税条例の一部改正について

町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 6 月 14 日提出

福島町長職務代理者福島町副町長 竹 下 泰 弘

町税条例の一部を改正する条例

町税条例（昭和 30 年福島町条例第 46 号）の一部を別紙のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p><u>(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)</u></p> <p><u>第22条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）については、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第33条の2の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかつたものとみなす。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第33条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。</u></p> <p><u>3 第1項前段の場合において、第33条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかつたものとみなす。</u></p> <p><u>4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>適用される第33条の2の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。</u></p> <p>5 <u>第1項の規定は、平成23年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。）に限り、適用する。</u></p> <p><u>（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例）</u></p> <p><u>第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。</u></p> <p><u>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</u></p> <p><u>第24条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>(2) 法附則第 56 条第 1 項に規定する被災住宅用地の上に平成 23 年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</u></p> <p><u>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第 56 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合及び同条第 6 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</u></p> <p><u>(4) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u></p> <p><u>2 法附則第 56 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成 24 年度から平成 33 年度までの各年度分の固定資産税については、第 74 条の規定は適用しない。</u></p> <p><u>3 法附則第 56 条第 4 項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 代表者の住所及び氏名</u></p> <p><u>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第 56 条第 3 項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u></p> <p><u>(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る特分の割合</u></p> <p><u>(5) 法附則第 56 条第 3 項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</u></p> <p><u>4 法附則第 56 条第 9 項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等（以下この項において「仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。ただし、附則に 3 条を加える改正規定（附則第 2 3 条に係る部分に限る。）は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

議案第6号

福島町浄化槽設置及び管理に関する条例の一部改正について

福島町浄化槽設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年6月14日提出

福島町長職務代理者福島町副町長 竹下 泰弘

福島町浄化槽設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 福島町浄化槽設置及び管理に関する条例（平成23年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1—1(第8条関係)			別表第1(第8条関係)		
既存住宅			浄化槽の規模	標準事業費	分担金の額
浄化槽の規模	標準事業費	分担金の額	5人槽	1,700,000円	129,100円
5人槽	1,700,000円	129,100円	7人槽	1,900,000円	150,200円
7人槽	1,900,000円	150,200円	10人槽	2,300,000円	189,750円
10人槽	2,300,000円	189,750円	11人槽以上	その都度町長が定める。	
11人槽以上	その都度町長が定める。				
別表第1—2(第8条関係)			別表第1—2(第8条関係) 削る		
新築住宅					
浄化槽の規模	標準事業費	分担金の額			
5人槽	882,000円	88,200円			
7人槽	1,104,000円	110,400円			
10人槽	1,495,000円	149,500円			
11人槽以上	その都度町長が定める。				

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

議案第7号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産又は処分に関する条例（昭和39年福島町条例第11号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成23年6月14日提出

福島町長職務代理者福島町副町長 竹下 泰弘

記

- | | |
|-----------|--|
| 1. 取得する財産 | 住民基本台帳法改正対応システム及び電子計算機器等 |
| 2. 取得する数量 | 住民基本台帳法改正対応システム及び電子計算機器等 一式 |
| 3. 取得価格 | 29,400,000円 |
| 4. 契約の相手方 | 札幌市中央区4条西6丁目
北海道市町村備荒資金組合
組合長 寺島 光一郎 |
| 5. 取得の方法 | 随意契約 |

議案第8号

第4次福島町総合開発計画の変更について

第4次福島町総合開発計画後期実施計画を変更したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成23年6月14日提出

福島町長職務代理者福島町副町長 竹下 泰弘

記

1. 第4次福島町総合開発計画（平成23年6月改訂版）
後期実施計画（H22～H26）

議案第9号

学校給食センター建設工事の内建築主体
工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約をするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島町条例第11号）第2条の規定により議会の議決を求める。

平成23年6月14日提出

福島町長職務代理者福島町副町長 竹下 泰弘

記

区 分	内 容
契約の目的	学校給食センター建設工事の内建築主体工事
契約の方法	指名競争入札 平成23年6月1日
契約金額	179,025,000 円
契約の相手方	金澤・北村・柏崎特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社金澤建設 代表取締役 金澤 淳悦

議案第10号

学校給食センター建設工事の内機械設備
工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約をするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島町条例第11号）第2条の規定により議会の議決を求める。

平成23年6月14日提出

福島町長職務代理者福島町副町長 竹下泰弘

記

区 分	内 容
契約の目的	学校給食センター建設工事の内機械設備工事
契約の方法	指名競争入札 平成23年6月1日
契約金額	90,510,000 円
契約の相手方	中塚・昭栄特定建設工事共同企業体 代表者 中塚建設株式会社 代表取締役 中塚 徹朗

議案第 1 1 号

平成 2 3 年度福島町一般会計補正予算（第 3 号）

平成 2 3 年度福島町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18,082 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,453,793 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 2 3 年 6 月 1 4 日提出

福島町長職務代理者福島町副町長 竹下 泰弘

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地 方 交 付 税		1,705,961	3,714	1,709,675
	1 地 方 交 付 税	1,705,961	3,714	1,709,675
11 分 担 金 及 び 負 担 金		9,508	2,870	12,378
	1 負 担 金	9,508	2,870	12,378
13 国 庫 支 出 金		214,904	212	215,116
	2 国 庫 補 助 金	99,248	162	99,410
	3 国 庫 委 託 金	1,718	50	1,768
14 道 支 出 金		180,346	1,939	182,285
	2 道 補 助 金	74,828	1,939	76,767
19 諸 収 入		56,962	347	57,309
	5 雑 入	32,243	347	32,590
20 町 債		555,125	9,000	564,125
	1 町 債	555,125	9,000	564,125
歳 入 合 計		3,435,711	18,082	3,453,793

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		187,840	1,000	188,840
	1 総務管理費	123,203	1,000	124,203
3 民生費		394,943	1,276	396,219
	1 社会福祉費	292,887	55	292,942
	2 児童福祉費	96,552	1,221	97,773
4 衛生費		368,717	2,625	371,342
	1 保健衛生費	106,910	349	107,259
	2 清掃費	261,807	2,276	264,083
7 商工費		59,256	9,000	68,256
	1 商工費	59,256	9,000	68,256
9 消防費		205,594	5	205,599
	1 消防費	205,594	5	205,599
10 教育費		462,746	4,176	466,922
	1 教育総務費	36,665	4,176	40,841
歳出合計		3,435,711	18,082	3,453,793

第2表

地方債補正（追加）

（単位：千円）

起債の目的	限度額			償還の方法
	限度額	起債の方法	利率	
プレミアム商品券発行事業債	9,000	普通貸借又は証券発行	3.0%以内	<p>政府資金については、その融資条件による。</p> <p>銀行その他の資金については、貸付先と協議して定める。</p> <p>ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。</p>

歲入歲出予算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
9. 地方交付税	1,705,961	3,714	1,709,675
11. 分担金及び負担金	9,508	2,870	12,378
13. 国庫支出金	214,904	212	215,116
14. 道支出金	180,346	1,939	182,285
19. 諸収入	56,962	347	57,309
20. 町債	555,125	9,000	564,125
計	3,435,711	18,082	3,453,793

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2. 総務費	187,840	1,000	188,840	1,939			△ 939
3. 民生費	394,943	1,276	396,219	50		2,870	△ 1,644
4. 衛生費	368,717	2,625	371,342	162			2,463
7. 商工費	59,256	9,000	68,256		9,000		
9. 消防費	205,594	5	205,599				5
10. 教育費	462,746	4,176	466,922			347	3,829
計	3,435,711	18,082	3,453,793	2,151	9,000	3,217	3,714

入 歳

2 歳 入

9 款 地方交付税

1 項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	1,705,961	3,714	1,709,675	1 地方交付税	3,714	普通交付税 3,714
計	1,705,961	3,714	1,709,675			

1 1 款 分担金及び負担金

1 項 負担金

1 民生費負担金	9,508	2,870	12,378	1 保育所負担金	2,870	保育児童保護者負担金 2,405 広域入所保育負担金 465
計	9,508	2,870	12,378			

1 3 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

2 衛生費国庫補助金	399	162	561	1 保健衛生費補助金	162	疾病予防対策事業補助金 162
計	99,248	162	99,410			

1 3 款 国庫支出金

3 項 国庫委託金

2 民生費委託金	1,636	50	1,686	3 人権啓発活動 地方委託金	50	地域人権啓発活動活性化事業委託金 50
計	1,718	50	1,768			

14款 道支出金

2項 道補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 総務費補助金	0	1,939	1,939	1 電源立地地域 対策交付金	1,939	電源立地地域対策交付金 1,939
計	74,828	1,939	76,767			

19款 諸収入

5項 雑入

1 雑入	29,818	347	30,165	4 保険料負担金 収入	347	臨時事務員等社会保険料負担金収入 347
計	32,243	347	32,590			

20款 町債

1項 町債

7 商工債	0	9,000	9,000	1 商工債	9,000	プレミアム商品券発行事業債 9,000
計	555,125	9,000	564,125			

出 歳

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
5 財産管理費	16,632	0	16,632	1,939 道支出金			△1,939			財源繰替えによる
17 地域公共交通維持費	100	1,000	1,100				1,000	19 負担金・補助及び交付金	1,000	地域公共交通確保維持改善事業費 19 地域公共交通確保維持改善協議会負担金 1,000
計	123,203	1,000	124,203	1,939	0	0	△939			

27

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	146,250	55	146,305	50 国庫支出金			5	11 需用費	55	社会福祉総務費 11 啓発事業消耗品費 55
計	292,887	55	292,942	50	0	0	5			

3款 民生費
2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
2 児童措置費	66,768	328	67,096				328	23 償還金・利子及び割引料	328	児童措置費 23 前年度子ども手当事務取扱委託金過誤納還付金 328
3 保育所費	24,014	483	24,497			2,870 分担金及び負担金	△2,387	8 報償費 11 需用費 13 委託料	10 422 51	保育所費 8 各種行事報償費 11 給食材料費等 13 健康診断委託料 483 10 422 51
4 学童保育費	5,663	410	6,073				410	7 賃金	410	学童保育費 7 臨時指導員賃金 410
計	96,552	1,221	97,773	0	0	2,870	△1,649			

28

4款 衛生費
1項 保健衛生費

2 予防費	17,744	138	17,882	162 国庫支出金			△24	11 需用費 12 役務費	80 58	ガン検診推進事業費 11 消耗品費 11 印刷製本費 138 20 60
-------	--------	-----	--------	--------------	--	--	-----	------------------	----------	---

4款 衛生費
1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
										12 通信運搬費	58
3 環境衛生費	4,443	41	4,484				41	12 役務費	41	環境衛生費	41
										12 検査手数料	41
5 医療対策費	6,338	92	6,430				92	13 委託料	92	医療対策費	92
										13 福祉医療システム改修委託料	92
9 温泉健康保養センター管理運営費	40,384	78	40,462				78	18 備品購入費	78	温泉健康保養センター管理運営費	78
										18 管理用備品購入費	78
計	106,910	349	107,259	162	0	0	187				

4款 衛生費
2項 清掃費

2 広域事務組合費	154,215	2,276	156,491				2,276	19 負担金・補助及び交付金	2,276	広域事務組合費	2,276
										19 渡島西部広域事務組合負担金(衛生部門)	2,276
計	261,807	2,276	264,083	0	0	0	2,276				

7款 商工費
1項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
2 商工振興費	8,860	9,000	17,860		9,000 町債			19 負担金・補助 及び交付金	9,000	商工振興費 9,000 19 福島町商工会補助金 9,000
計	59,256	9,000	68,256	0	9,000	0	0			

9款 消防費
1項 消防費

2 広域事務組合費	201,473	5	201,478				5	19 負担金・補助 及び交付金	5	広域事務組合費 5 19 渡島西部広域事務組合負担金(消防部門) 5
計	205,594	5	205,599	0	0	0	5			

10款 教育費
1項 教育総務費

2 事務局費	2,704	4,176	6,880			347 諸収入	3,829	4 共済費	717	AET招致費 4,176
								7 賃金	2,553	4 社会保険料 669 4 労働保険料 48 7 AET賃金 2,553

10款 教育費

1項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
								8 報償費	80	8 AET活動報償費 80
								9 旅費	383	9 AET旅費 383 19 AET渡航費用負担金 200
								19 負担金・補助 及び交付金	443	19 新任AET語学研修等負担金 171 19 AET招致事業負担金 72
計	36,665	4,176	40,841	0	0	347	3,829			

31

議案第12号

平成23年度福島町水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成23年度福島町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条の業務の予定量を次のとおり補正する。

（4） 主要な建設改良事業

（ア） 配水管整備事業 2,433千円を 28,683千円とする。

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 10,427千円、過年度分損益勘定留保資金 6,703千円、当年度分損益勘定留保資金 3,724千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 36,677千円、過年度分損益勘定留保資金 9,435千円、当年度分損益勘定留保資金 27,242千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 資本的支出	11,127千円	26,250千円	37,377千円
第1項 建設改良費	6,725千円	26,250千円	32,975千円

平成23年6月14日提出

福島町長職務代理者福島町副町長 竹下 泰弘

平成23年度 福島町水道事業会計補正予算実施計画

資本的収入及び支出
支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 資本的支出			11,127	26,250	37,377
	1. 建設改良費		6,725	26,250	32,975
		1. 配水管整備費	2,433	26,250	28,683

予 算 説 明 書

平成23年度 福島町水道事業会計補正予算実施計画説明書

資本的収入及び支出

支 出 (単位：千円)

款	1. 資本的支出	補正前の額	補正額	計	
項	1. 建設改良費	6,725	26,250	32,975	
目	1. 配水管整備費	2,433	26,250	28,683	

節		金額	説明
区分			
工事請負費	26,250	板橋水道配水管取替工事	26,250

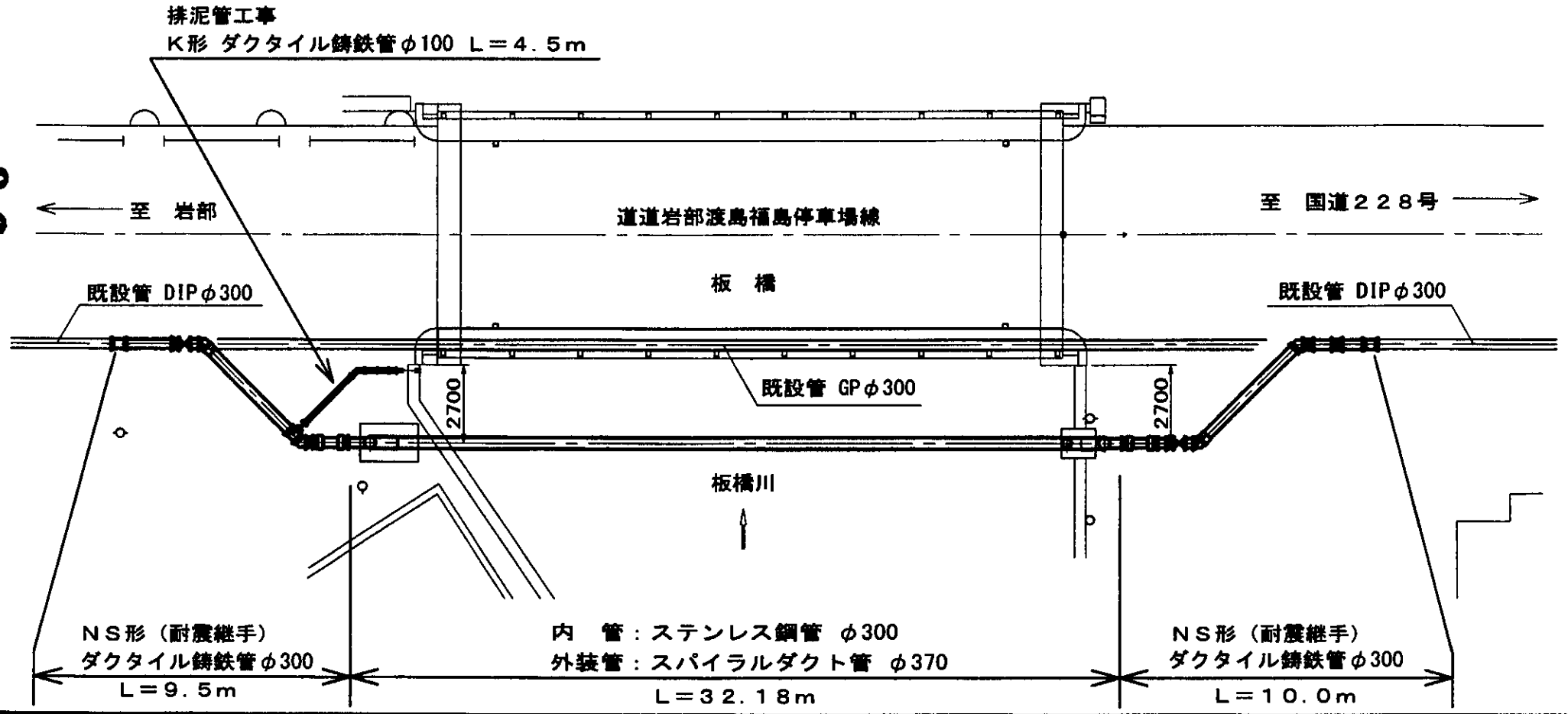


板橋水道配水管取替工事

S=F r e e

平面図

36

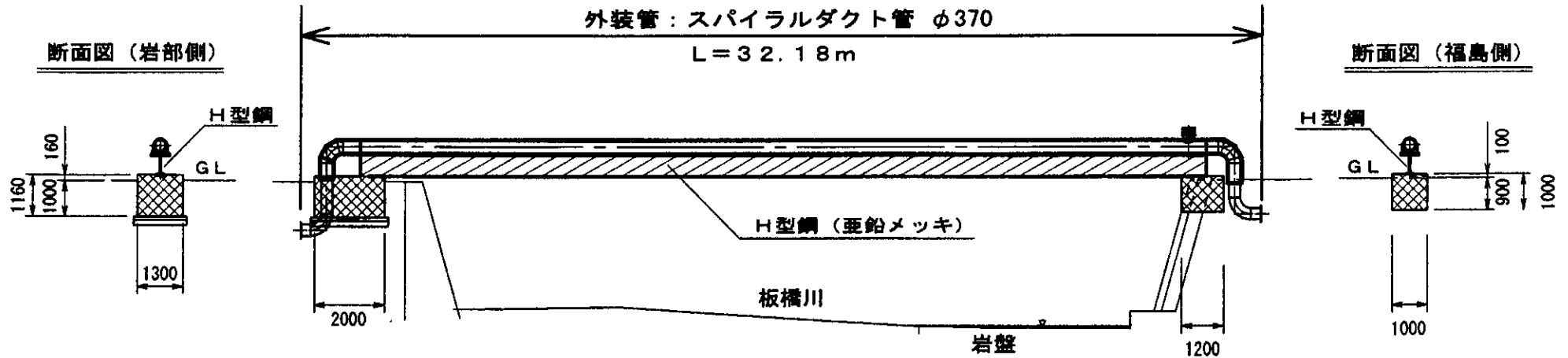


板橋水道配水管取替工事

S=Free

側面図

内管：ステンレス鋼管 φ300
 外装管：スパイラルダクト管 φ370
 L=32.18m



【事業目的】 板橋水道配水管取替事業

【補正事由】 老朽化により腐食が進んでいる板橋水道配水管取替工事に係る工事請負費

【予算説明】 ・事業個所 福島町字浦和地内

・事業内容 板橋水道配水管取替事業

L=56.18m

橋梁部 300A/370 SUS/SDP L=32.18m

取付部 ダクタイル鋳鉄管φ300 L=19.50m (耐震継手)

排泥管 ダクタイル鋳鉄管φ100 L=4.50m

・施工方法 請負施工とする。

報告第2号

平成22年度福島町一般会計繰越明許費の報告について

平成22年度福島町の一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰り越したので報告する。

平成23年6月14日提出

福島町長職務代理者福島町副町長 竹下 泰弘

平成22年度 福島町繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源		
					既収入 特定財源	未収入特定財源 国道支出金	一般財源
民生費	社会福祉費	福祉車輛購入事業	5,000,000	5,000,000		4,486,000	514,000
民生費	社会福祉費	生活館等改修事業	3,000,000	3,000,000		2,316,000	684,000
民生費	社会福祉費	福祉センター図書室改修事業	7,700,000	7,700,000		6,908,000	792,000
衛生費	保健衛生費	火葬場冷房装置設置事業	2,300,000	2,300,000		1,775,000	525,000
衛生費	保健衛生費	旧火葬場解体事業	8,500,000	8,500,000		6,560,000	1,940,000
衛生費	保健衛生費	吉岡温泉健康保養センター改修事業	3,500,000	3,500,000		2,702,000	798,000
農林水産業費	林業費	小規模治山事業	1,000,000	1,000,000		772,000	228,000
農林水産業費	水産業費	福島漁村センター整備事業	4,000,000	4,000,000		3,088,000	912,000
土木費	道路橋梁費	交通安全施設事業	3,000,000	3,000,000		2,316,000	684,000
土木費	道路橋梁費	各町道舗装補修事業	3,000,000	3,000,000		2,316,000	684,000
土木費	道路橋梁費	丸山団地4号線整備事業	2,500,000	2,500,000		1,930,000	570,000
土木費	道路橋梁費	町道三岳団地1号線外整備事業	5,000,000	5,000,000		3,859,000	1,141,000
土木費	道路橋梁費	町道本町大通線デザイン照明改修事業	4,300,000	4,300,000		3,319,000	981,000
土木費	道路橋梁費	町道日向団地3号線整備事業	3,500,000	3,500,000		2,701,000	799,000
土木費	河川費	普通河川板橋川護岸整備事業	4,000,000	4,000,000		3,088,000	912,000
土木費	河川費	福島川総合流域防災工事受託事業	24,886,000	24,886,000		24,872,000	14,000
土木費	住宅費	改良住宅補修事業	4,000,000	4,000,000		3,088,000	912,000
消防費	消防費	防災体制整備促進事業	1,000,000	1,000,000		772,000	228,000
教育費	教育総務費	教員住宅改修事業	3,100,000	3,100,000		2,393,000	707,000
教育費	小学校費	各小中学校小破修繕事業	3,600,000	3,600,000		2,779,000	821,000
教育費	小学校費	各学校図書購入事業	1,000,000	1,000,000		897,000	103,000
教育費	中学校費	福島小中グラウンド整備事業	6,000,000	6,000,000		4,631,000	1,369,000
教育費	中学校費	各学校図書購入事業	500,000	500,000		449,000	51,000
教育費	社会教育費	書籍購入事業	1,500,000	1,500,000		1,346,000	154,000
教育費	保健体育費	町民プール改修事業	1,000,000	1,000,000		772,000	228,000
計			106,886,000	106,886,000	0	90,135,000	16,751,000